

千葉商科大学国府台学会会則（抜粋）

第 2 条 本会は、会員の研究助成とその発表普及を目的とする。

第 3 条 本会は、千葉商科大学の専任教員をもって組織する。

第 4 条 本会は、次の事業を行なう。

1. 機関誌『千葉商大論叢』『千葉商大紀要』の発行。
2. 各種研究会・講演会の開催。
3. その他本会の目的を達成するために相当と認められる事業。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 学長がこれにあたる。
2. 運営委員長 運営委員の互選による。
3. 運営委員若干名 会員総会で選出され任期は1年とし本会の事務を分担する。

前号目次

論 説

消え行く企業境界と企業間組織

—反チャンドラー革命と企業系列論争—……………影 山 僊 一(1)

テスト・マーケティング研究(2)……………陸 正(31)

イギリスにおける一元的金融監督機関の成立と

金融検査・モニタリング……………齊 藤 壽 彦(65)

憲法第89条と私学助成を巡る諸問題について……………藤 川 吉 美(111)

地域活性化のための生涯学習政策の在り方

—自己組織性の視角から—……………田 中 美 子(143)

欧州連合における欧州会社(S E)の設立……………松 田 和 久(171)

生活困窮者課税に関する理論的検証……………谷 川 喜美江(191)

我が国の年金給付の現状が高齢者労働力供給に与える

影響についての—考察……………中 井 順 一(221)

研究ノート

ソフトウェア会社の実証分析

—不採算案件減少化のための方策を中心として—……………嶋 根 進(237)

抄録……………(267)